

令和8年第1回市会定例会 追加議案提出一覧

I 一般議案	1件	
1 条例の一部改正	1件	横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正
合計	1件	

令和8年3月4日発送

令和8年3月11日提出

市第 153 号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正

<議案の概要>

横浜市市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会（以下「審議会」）からの答申に基づき、改定を行います。

また、これに準じて、教育長等の常勤特別職職員の給料の額及び行政委員会委員等の非常勤特別職職員等の報酬の額についても改定を行います。

1 審議会における審議経過等

令和7年10月15日	横浜市人事委員会勧告
11月26日	横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正議決
令和8年1月20日	審議会開催（第1回）
1月27日	審議会から報告「議員報酬及び市長・副市長の給料を引き上げるべき」
2月5日	審議会開催（第2回）
2月16日	審議会から「引上げ額等」の答申 前回議員報酬等が改定された平成23年度以降の区局長級職員の給与改定率の累積である3.02%を基準として改定

2 改正する条例

（1）横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例【改正条例第1条】

議長、副議長、委員長、副委員長、議員の議員報酬の額を改定します。

（2）横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例【改正条例第2条】

市長、副市長、教育長、常勤監査委員、秘書の給料の額及び公営企業管理者の給料月額の上限額を改定します。

（3）横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例【改正条例第3条】

教育委員会委員、市・区選挙管理委員会委員、監査委員（識見を有する者・議員）、人事委員会委員、農業委員会委員、その他非常勤特別職の報酬額及び非常勤特別職職員の報酬（日額・月額）の上限額を改定します。

（4）横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【改正条例第4条】

会計年度任用職員の報酬（日額・月額）の上限額を改定します。

【改正条例による主な改定額一覧表】

	職	現行の 給料・報酬額	改定後の 給料・報酬額	差 額
第1条	議 長	1,179,000 円	1,215,000 円	36,000 円
	副 議 長	1,061,000 円	1,093,000 円	32,000 円
	委 員 長	983,000 円	1,013,000 円	30,000 円
	副委員長	973,000 円	1,002,000 円	29,000 円
	議 員	953,000 円	982,000 円	29,000 円
第2条	市 長	1,599,000 円	1,647,000 円	48,000 円
	副 市 長	1,285,000 円	1,324,000 円	39,000 円
	教 育 長	940,000 円	968,000 円	28,000 円
	常勤監査委員	908,000 円	935,000 円	27,000 円
	秘 書	477,000 円	491,000 円	14,000 円
	公営企業管理者の給料月額の上限額	1,067,000 円	1,099,000 円	32,000 円
第3条	教育委員会委員	355,000 円	366,000 円	11,000 円
	市選管委員会委員	275,000 円	283,000 円	8,000 円
	区選管委員会委員	135,000 円	139,000 円	4,000 円
	監査委員（識見を有する者）	355,000 円	366,000 円	11,000 円
	監査委員（議員）	92,000 円	95,000 円	3,000 円
	人事委員会委員	355,000 円	366,000 円	11,000 円
	農業委員会委員	34,000 円	35,000 円	1,000 円
	非常勤特別職職員の報酬日額の上限額	49,000 円	50,500 円	1,500 円
	非常勤特別職職員の報酬月額の上限額	884,000 円	911,000 円	27,000 円
第4条	会計年度任用職員の報酬日額の上限額	49,000 円	50,500 円	1,500 円
	会計年度任用職員の報酬月額の上限額	884,000 円	911,000 円	27,000 円

（５）市長の給料の額に関する特例【附則】

市長の給料の額については、現任中に限り、改定前の額（1,599,000 円）とします。

3 施行期日

令和8年4月1日